

# 倫理規程

合同会社とびしま（以下「当法人」という。）は、事業活動における倫理の確保及び社会的信頼の維持を目的として、次のとおり倫理規程を定める。当法人のすべての役職員は、本規程を遵守しなければならない。

## 第1条（組織の使命及び社会的責任）

当法人は、その設立目的に基づき、事業活動を通じて社会に価値を提供し、社会の発展及び公共の利益の増進に寄与する責務を有することを認識し、誠実かつ健全な事業運営を行わなければならない。

## 第2条（社会的信用の維持）

当法人は、公正かつ誠実な事業活動を行い、社会的信用の維持及び向上に努めなければならない。

## 第3条（基本的人権の尊重）

当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分等による差別的取扱い及び個人の尊厳を損なう行為を行ってはならない。

## 第4条（法令等の遵守）

1 当法人は、関係法令、定款及び社内規程を遵守し、社会的規範に則った適正な事業活動を行うものとする。

2 当法人は、反社会的勢力及びこれに関係する団体・個人との一切の関係を遮断する。

3 役職員は、不正又は不適切な行為若しくはそのおそれのある行為を認めた場合には、速やかにガバナンス・コンプライアンス基本規程に基づき報告及び対応を行わなければならない。

## 第5条（私的利益追求の禁止）

役職員は、その職務上の地位又は権限を利用して、自己又は第三者の私的利益を図る行為を行ってはならない。

## 第6条（利益相反の防止及び開示）

1 本規程において「利益相反」とは、役職員が当法人の職務を遂行するに当たり、自己又は第三者の利益を図ることにより、当法人の利益又は公正な意思決定に影響を及ぼす可能性がある状態をいう。

2 当法人は、利益相反を防止するため、役職員に対し、自己又は第三者との間に「利益相反」に該当しない事実、職歴及び賞罰について定期的に自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

- 3 当法人は、役員の職歴及び賞罰について情報公開規程に基づき公開しなければならない。
- 4 役職員は、その職務の遂行に当たり、当法人の利益と自己又は第三者の利益が相反し、又は相反するおそれがある場合には、速やかに当法人に報告しなければならない。
- 5 利益相反が生じ、又は生じるおそれがある場合には、当該役職員は当該案件の審議及び意思決定に関与してはならない。

#### 第7条（公正な取引）

当法人は、顧客、取引先その他の関係者との関係において、公正かつ透明な取引を行い、不正な利益供与、不当な便宜供与その他不公正な行為を行ってはならない。

#### 第8条（情報管理）

- 1 当法人は、事業活動に関する情報を適切に管理し、機密情報の漏えい防止に努める。
- 2 役職員は、業務上知り得た機密情報を、業務目的以外に利用又は第三者に開示してはならない。

#### 第9条（情報開示及び説明責任）

当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、活動状況、運営内容及び財務情報等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

#### 第10条（個人情報の保護）

当法人は、個人情報の重要性を認識し、関係法令及び社内規程に従い、個人情報の適正な取得、利用及び管理を行うものとする。

#### 第11条（ハラスメントの禁止）

- 1 当法人は、職場におけるハラスメントを一切許容しない。
- 2 役職員は、次に掲げるハラスメントその他これに類する行為を行ってはならない。
  - (1) セクシュアルハラスメント（性的な言動により他者に不快感を与え、または就業環境を害する行為）
  - (2) 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント（制度の利用を阻害する言動その他不利益を与える行為）
  - (3) パワーハラスメント（優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により精神的又は身体的苦痛を与える行為）
- 3 役職員は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに該当する行為又はそのおそれのある行為を認めた場合には、ガバナンス・コンプライアンス基本規程に基づき適切に対応しなければならない。

#### 第12条（贈収賄及び不適切な利益供与の禁止）

役職員は、業務に関連して不正な利益を得る目的で、金銭、接待、贈答その他の利益の供与又

は受領を行ってはならない。また、社会通念を超える接待又は贈答を行ってはならない。

#### 第 13 条（会社資産及び情報システムの適正使用）

役職員は、当法人の資産、設備、情報システムその他の経営資源を適切に管理し、業務目的の範囲内で使用しなければならない。また、これらを私的利益のために使用してはならない。

#### 第 14 条（知的財産の保護）

当法人は、自らの知的財産を適切に保護するとともに、他者の知的財産権を尊重する。役職員は、業務において知的財産権を侵害する行為を行ってはならない。

#### 第 15 条（ステークホルダーとの誠実な関係）

当法人は、顧客、取引先、地域社会その他の関係者との信頼関係を大切にし、公正かつ誠実な対応を行うことにより、持続可能な社会の発展に貢献する。

#### 第 16 条（自己研鑽）

役職員は、事業に関する専門知識及び社会的課題に関する理解を深め、常に自己研鑽に努め、当法人の事業の発展及び社会への価値提供に資するよう努力しなければならない。

#### 第 17 条（規程の遵守）

当法人は、本規程の趣旨を役職員に周知し、その遵守状況の確認及び必要な改善措置を行うものとする。

#### 第 18 条（改廃）

本規程の改廃は、業務執行社員の決定により行う。

#### 附則

本規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

以上